

日本、ウクライナに防弾チョッキ

ロシアによる侵攻が続くウクライナに対し、日本政府は4日、自衛隊の防弾チョッキやヘルメットを無償提供する方針を決めた。条件付きで武器輸出を認める「防衛装備移転三原則」で定める防衛装備品にあたる。政府は提供が禁じられる「紛争当事国」にウクライナは当たらないと判断した。ただ、実際に武力攻撃を受けている国に防衛装備品を提供するのは異例。戦時下の当事国に対する事実上の軍事支援にあたる恐れがあり、議論を呼びそうだ。

岸田文雄首相は4日、記者団に「ウクライナへの強い連帯を示す」と強調。「困難に直面するウクライナを支えるため、一口も早く必要な物資を届けたい」と語った。

政府は4日午後、首相官邸で国家安全保障会議(NSC)を開き、支援方針を決めた。提供するのは防弾チョッキやヘルメットのほか、防寒服、テント、カメラ、衛生資材、非常用食糧、発電機など。週明けにも自衛隊機などでウクライナの隣国に運ぶ。政府はロシアのウクライナ侵攻後、1億ドル規模の借款による支援や、1億ドルの緊急人道支援を行うことを表明した。欧米各国がウクライナに

武器を提供する動きが活発化する中、ウクライナのレズニコフ国防相から岸信夫防衛相に装備品提供の要望があった。

岸氏は4日の記者会見で「ウクライナ人の命を守るものだ。国際的な紛争の拡大を助長するものではない」と強調。松野博一官房長官も会見で「殺傷能力を持つ装備品を提供する考え方ではない」と述べた。

防衛装備移転三原則は、安倍政権時代の2014年、武器の輸出を原則禁止してきた。「武器輸出三原則」に代わって閣議決定された。「平和貢献の推進」や「我が国の安全保障」に資する場合、一定の条件を満たせば武器を含む防衛装備品の輸出を認めていた。

「田三原則」では「国際紛争の当事国または、そのおそれのある国」への輸出を禁じていたが、新三原則では「紛争当事国」に限定。定義は「武力攻撃が発生し、国連安全保障理事会が措置をとっている国」とした。この定義では、朝鮮戦争時の北朝鮮と湾岸戦争時のイラクがあたる。岸氏は「ウクライナはこれに該当しない」と強調した。

(松山尚幹、成沢解説)

防衛装備品 攻撃受けた国に異例の提供